
介護保険とは

～どんなサービスが利用できるの？～

介護老人保健施設はまかせ

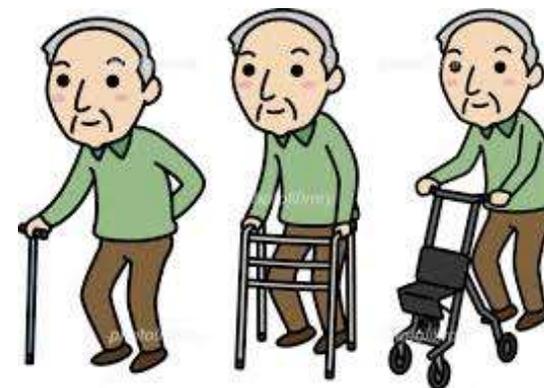
要支援と要介護

◆要支援（要支援1～2）

現在介護の必要はないが、
将来的に要介護状態になる可能性がある。

◆要介護（要介護1～5）

現在は日常生活を自分で行なうことが
難しく、介護サービスが必要である。



要介護度が決まるまでの流れについては、介護保険について紹介している前回の資料をご確認下さい

サービスの費用はどのくらい？

◆介護保険の自己負担は**1割～3割**

サービス費用のうち、所得に応じて1割～3割が自己負担となる。

※利用サービスや事業所によって食費等が追加。

※居宅サービスは要介護度に応じた利用限度額あり。

限度額を超えてサービスを利用すると、超過分は全額自己負担となる。

詳しくは担当ケアマネジャーや利用事業所にお尋ねください。

自宅で利用できる介護保険サービス（訪問）

◆訪問介護（ホームヘルプ）

身体介護：直接身体に触れて行う介助（食事介助、入浴介助、排泄介助など）

生活援助：家事の支援（洗濯、掃除、調理など）



◆訪問リハビリテーション

リハビリ専門職が訪問し自宅でリハビリを行う



◆訪問看護

看護師が訪問し、病状の確認や医療的なケアを行なう



自宅で利用できる介護サービス（通所）

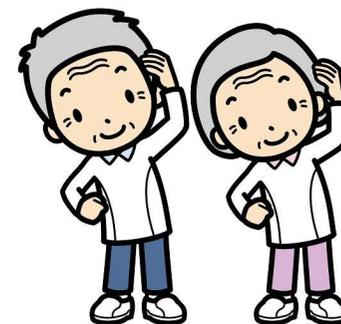
◆通所介護(デイサービス)

通って、食事や入浴などの支援を受ける



◆通所リハビリテーション(デイケア)

通って、リハビリ専門職によるリハビリを受ける



自宅で利用できる介護保険サービス

◆福祉用具貸与(レンタル)

自宅での生活に必要な福祉用具のレンタル。
レンタル品の変更や返却も可能。

※要支援の方はレンタル対象外のものもあります。
担当ケアマネジャーへご相談ください。

◆福祉用具販売

他の人と使いまわしができない物は、
レンタルはなく販売のみ。

(ポータブルトイレや浴室用椅子など)

※償還払い(一旦利用者が全額負担。市町村へ申請し、自己負担を除いた額が返ってくる)



自宅で利用できる介護保険サービス

◆住宅改修

段差解消や手すりの取り付け、扉を開き度から引き戸に、和式トイレを洋式トイレにするなど。

※償還払い

※事前に申請が必要

※上限:介護保険内では一人につき生涯20万円



自宅で利用できる介護サービス（ショートステイ）

◆短期入所生活介護

特別養護老人ホームに短期間入所し、食事や入浴等日常生活上の支援を受ける

◆短期入所療養介護

介護老人保健施設に短期間入所し、食事や入浴等日常生活上の支援を受ける
ショートステイ中にリハビリを受けることができる

利用したいサービスや生活の中で困りごとがあれば、
まずは担当ケアマネジャーに相談しましょう！

介護保険サービス以外にも…

公的なサービス以外でも
配食サービス、福祉タクシー、自費でのお助けサービスなど
地域によってさまざまなサービスがあります。

有料サービスだけでなく、地域での助け合いも大切です。
地域で声をかけあったり、相談したり、協力し合える関係は
高齢になっても在宅で過ごしていく為の大きな支えになります。



地域での活動

◆認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民の方々など、誰でも参加できる集い。

お茶を飲みながら気軽に認知症や生活に関する相談、意見交換などができます。

◆公民館活動

◆地域で行われる教室や講演会

いろいろな場所に出かけてみましょう！

